

お知らせ

休眠預金等活用法に基づく異動事由の変更について

平成30年1月1日に施行されました「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）第2条第4項第2号に規定する事由のうち、当組合が行政庁の認可を受けた異動事由の一部変更を申請し、承認されたことをお知らせいたします。

≪異動事由の変更点≫

別表「異動にあたる取引一覧表」

変更前	変更後
① 預金通帳または証書の発行、記帳（※4）、繰越があったこと （※4）記帳する取引がなかった場合は異動事由に該当しません	① 同左
② A T M Iによる残高照会があったこと（※5） （※5）平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限りませ	② 同左
③ 総合口座取引規定に基づく他の預金について左記の異動事由が生じたこと（※5） （※5）平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限りませ	③ <u>ただし書き（※5）を削除</u>

変更後の休眠預金等のお取扱いについては以下をご参照ください。

休眠預金等活用法に関するお知らせ

当組合では、平成30年1月に施行された休眠預金等活用法（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律）に基づき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（休眠預金等）について、最終異動日等から10年6か月を経過する日までに、公告を行なったうえで、預金保険機構に移管いたします。

なお、預金保険機構へ移管されました預金につきましては、お客さまのご請求により所定のお手続き（※）を経ていつでも払戻しいたします。

（※）ご請求にあたっては、ご本人さまの預金であることを確認するため、本人確認書類をご提出いただく必要がございます。

休眠預金等に関する定義については、以下の内容をご覧くださいませようお願いします。

休眠預金等に関する定義

- 「休眠預金等」とは、「最終異動日等」から10年を経過した「預金等」をいいます。
- 「預金等」とは、預金保険制度の付保対象となっている預金をいいます。（ただし、財形預金、マル優預金については休眠預金等活用法の対象ではありません。）
- 「最終異動日等」とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。
 - ①当該預金等に係る異動が最後にあった日（入出金、振込み、通帳記帳、残高の確認等が該当します）
 - ②当該預金等に係る債権の行使が期待される日（定期預金の満期日等が該当します）（注）
 - ③お客さまへの通知発送日（当該通知が到達した場合に限ります）
 - ④当該預金等について預金等に該当することとなった日
- 「異動」とは、当該預金等に係るお客さま及びその他関係者の方がする引出し、預入れ、振込みその他の事由をいい、別表「異動にあたる取引一覧表」のお取引が該当します。

(注) なお、当組合では上記②「預金等に係る債権の行使が期待される日」のうち、休眠預金等活用法施行規則第5条1項3～5号に規定する、下記に掲げる日を最終異動日として取り扱わないことといたします。

- ・法令、法令に基づく命令もしくは措置又は契約により債権の支払いが停止された預金等について、支払の停止が解除された日
- ・強制執行、仮差押え又は国税滞納処分の対象となった預金等について、当該手続きが終了した日
- ・法令又は契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他入出金が予定されている、又は予定されていた（入出金を当組合が把握できる場合に限る）預金等について、当該入出金が行われた日（又は行われなかったことが確定した日）

以上



異動にあたる取引一覧表

預金等の種類	法定異動事由	当組合が認可を受けている異動事由		
	<ul style="list-style-type: none"> ・引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払戻し、口座振替その他の事由による預金額に異動があったこと (※1) ・手形・小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと (※2) ・お客さまからこの預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (※3) <ul style="list-style-type: none"> (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性 (b) お客さまが公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 	預金通帳または証書の発行、記帳 (※4)、繰越があったこと	ATM による残高照会があったこと (※5)	総合口座取引規定に基づく他の預金について左記の異動事由が生じたこと
普通預金	○	○	○	○
貯蓄預金	○	○	○	
当座預金	○			
納税準備預金	○	○		
通知預金	○	○		
スーパー定期預金	○	○		○
大口定期預金	○	○		
期日指定定期預金	○	○		○
積立定期預金	○	○		
定期積金	○	○		

(※1) 当組合からの利子の支払に係るものを除きます

(※2) 当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです

(※3) 休眠預金等活用法第3条第1項に基づく「公告」の対象となっている場合に限りです

(※4) 記帳する取引がなかった場合は異動事由に該当しません

(※5) 平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限りです